

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	186

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険特別会計繰出金
事業目的	国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化 ●理由 国民健康保険制度の財源は被保険者の負担する保険税と国庫負担等で賄うことが原則とされているが、高齢者や低所得者等が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題があるため、保険者である市が財源の一部を一般会計から特別会計へ繰り出すもの。
事業内容	根拠法令等に基づき、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険税軽減分） 178,113,600円（県3/4、市1/4） 低所得者に係る均等割・平等割軽減分(7割・5割・2割)を繰り出す。 ○保険基盤安定繰出金（保険者支援分） 107,085,515円（国1/2、県1/4、市1/4） 低所得者の多い保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するもので、軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を繰り出す。 ○財政安定化支援事業繰出金 23,371,000円 国保に低所得者や高齢者が多いことによる影響(税・医療費)を勘案して算定した額を繰り出す。 ○事務費等繰出金 27,654,151円 職員給与費や国保事務に要する経費の内、国庫補助対象を除いた額を繰り出す。 ○出産育児一時金繰出金 7,725,033円 給付した出産育児一時金の2/3を繰り出す。 ○その他繰出金（法定外繰出金） 市の基準により定めている項目について繰り出す。 ・福祉医療波及分 71,925,816円 子ども医療等実施により国庫負担金等の減額部分を繰り出す。 ・特定健診・保健指導経費 34,062,885円 保険者の責に帰することのできない健診部分を繰り出す。
事業の成果・効果	保険税の軽減や低所得者の税負担を補償することにより、中間所得層への税負担の増加を緩和している。 保険者が実施すべき保健事業に係る費用や事務費用などについて補てんすることで、保険税負担への転嫁を抑えている。 市の施策である福祉医療の実施による国庫補助金の減額について、加入者の負担とならないよう繰り入れを行っている。

II : 個別事業内訳

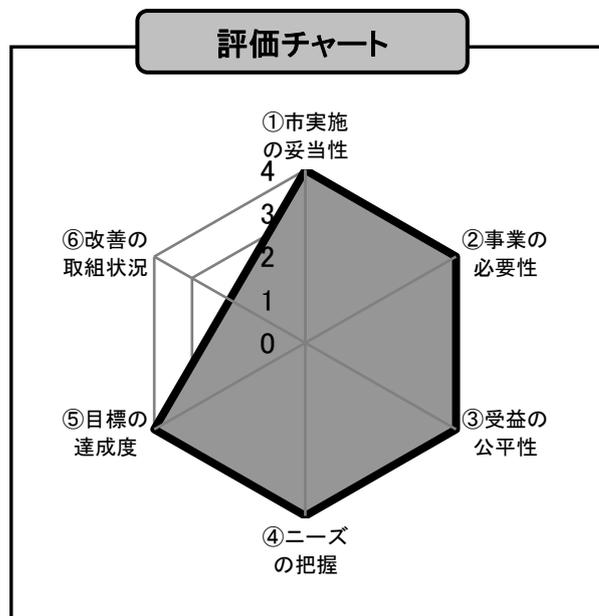
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
国民健康保険特別会計繰出金	449,938	213,899	236,039	52%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	449,938	213,899	236,039	52%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		440,468	449,938	445,112
財源内訳	国県支出金	212,939	213,899	212,463
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	227,529	236,039	232,649
一般財源の割合		52%	52%	52%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険事業を実施するための国の負担金（国民健康保険法第72条の3）などを繰り入れるものであり、国民健康保険財政を安定的に運営するために市で実施する必要がある。
②事業の必要性	4	国民健康保険財政を安定的に運営するために実施する必要がある。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約15,000人の市民が利用する保険の財政運営に係る繰入金である。
④ニーズの把握	4	繰入金の範囲等について、被保険者（受益者）だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	2	サービスそのものではなくサービスを行うための財政運営に係る業務であり、広く市民に情報発信するものではない。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	-
令和3年度に見直しを実施している事項	-
今後見直しを検討する事項	-

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
-	-

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	6	国民年金費	196

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民年金
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法に基づく法定受託事務の遂行 ●年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく市町村での事務の遂行
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構事務センター及び年金事務所と連携し、法定受託事務を行う。 ●事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法や事務処理基準に定められた法定受託事務（被保険者の国民年金1号資格取得、国民年金保険料免除申請の受付及び所得情報の提供等）を行う。 ○市民からの国民年金に関する相談を受け、年金事務所と連携し適切な事務や回答を行う。 ○年金事務所、事務センター等からの照会の回答を行う。 ●内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○年金相談員報償金 1,164,000円 ○特別旅費 1,400円 ○消耗品費 128,001円 ○通信運搬費 57,180円 ○愛知県都市国民年金協議会負担金 3,700円 ○全国都市国民年金協議会負担金 1,300円 ○年金生活者支援給付金支給事務 市町村事務取扱交付金返還金 469,965円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ●法定受託事務については、業務全般を滞りなく作業を進めることができた。 ●国民年金の資格取得時に、一般免除や学生特例の申請の説明を行い、未納者を作らないよう対応することができた。 ●法定受託事務以外の業務については、年金事務所等と連携し、一括納付や口座振替の推進を行い、納付率低下を防いだ。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

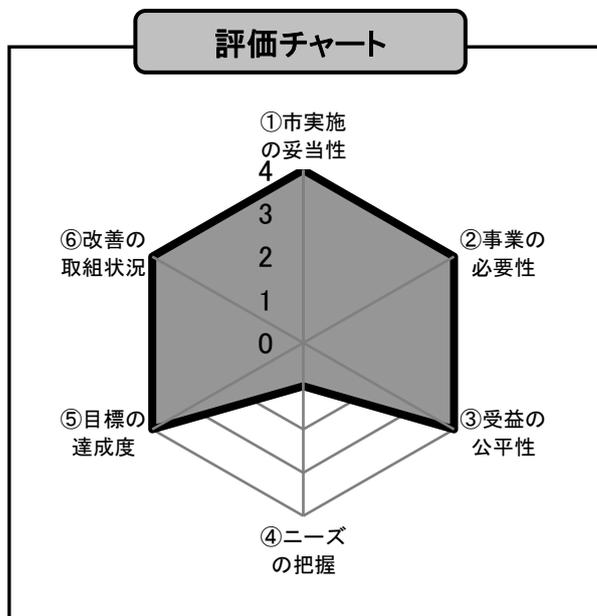
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
国民年金事務	1,826	1,826	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,826	1,826	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		1,473	1,826	1,457
財源内訳	国県支出金	1,473	1,826	1,457
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民年金法第6条及び国民年金市町村事務処理基準に基づくものである。
②事業の必要性	4	国からの法定受託事務であり、市民の将来の収入に直結するものである。
③受益の公平性	4	国民年金、共済年金に加入していない20歳以上60歳未満の市民が加入対象であり、その市民の将来の収入に直結するものである。
④ニーズの把握	1	国からの法定受託事務であるため、ニーズに対する対応が困難なケースもある。
⑤目標の達成度	4	概ね問題なく事務を行うことができた。
⑥改善の取組状況	4	法定受託事務のため、市が主体となる制度改善は困難であるが、制度をわかりやすくするため、市ホームページや広報等による情報発信に取り組んでいる。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	市ホームページや広報等を活用し、市民に対して情報発信を行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	●年金相談員設置要綱の見直し ●障害年金対応時の福祉課との連携
今後見直しを検討する事項	年金業務におけるマイナンバー本格運用に伴う制度周知を含む窓口対応の強化

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
マイナンバーを利用した年金事務の簡素化に伴う対応	マイナンバーの利用については、今後、国民年金保険料未納者対策や継続免除審査に利用される予定だが、対応については日本年金機構(一宮年金事務所)及び管内市町と連携を図りながら進めていく。

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	7	福祉医療助成費	198

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	福祉医療助成
事業目的	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減し、不安なく医療を受けてもらうことを目的とする。
事業内容	<p>●全体計画 ○医療費の自己負担分を、根拠条例に基づき助成する。</p> <p>●主な事業内容 ○各福祉医療受給者証交付申請書を受付審査し、受給者証を交付する。 ○医療に要する額から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額的全額又は一部を医療費として支給する。</p> <p>(例) 子ども医療 ・未就学児から中学校3年生まで 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額的全額を子ども医療費として支給する。 ・高校1年生から3年生まで 入通院に関する医療費から保険等で給付される額を控除し、残りの本人負担額の2/3を子ども医療費として支給する。</p> <p>●給付実績 ○障害者医療費 123,845,671円 ○子ども医療費 263,533,329円 ○母子父子家庭医療費 37,416,264円 ○精神障害者医療費 73,467,180円 ○後期高齢者福祉医療費 150,704,890円</p>
事業の成果・効果	医療費の自己負担分を助成することにより、経済的な負担を軽減することができた。

II : 個別事業内訳

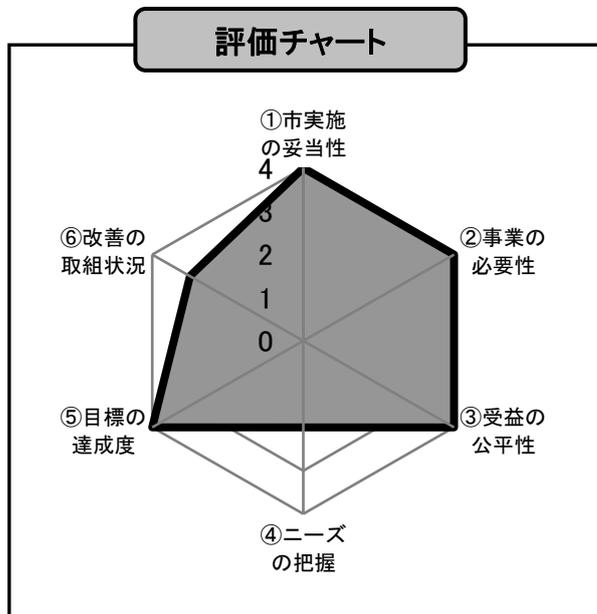
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
福祉医療助成事務	8,201	1,918	6,283	77%	2	2	2
障害者医療助成	123,846	53,695	70,151	57%	4	4	4
子ども医療助成	263,533	263,533	0	0%	4	4	4
母子父子家庭医療助成	37,416	17,384	20,032	54%	4	4	4
精神障害者医療助成	73,467	16,763	56,704	77%	4	4	4
後期高齢者福祉医療助成	150,705	65,933	84,772	56%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	657,168	419,226	237,942	36%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		754,027	657,168	788,530
財源内訳	国県支出金	244,690	200,884	271,359
	地方債	0	0	0
	その他	0	218,342	0
	一般財源	509,337	237,942	517,171
一般財源の割合		68%	36%	66%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	犬山市障害者医療費支給条例第4条、犬山市子ども医療費支給条例第4条、犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例第4条、犬山市精神障害者医療費支給条例第5条、犬山市後期高齢者福祉医療費支給規則第8条により市で実施。
②事業の必要性	4	医療費を助成することにより、経済的な心配をすることなく医療にかかることができる体制を整え、市民の福祉及び健康増進を図るために継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	4	18歳以下の子どもの保護者、障害者、母子父子家庭者等約16,000人という多数の市民が対象となる事業である。
④ニーズの把握	2	県の補助制度に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	福祉医療事務を円滑に実施できた。
⑥改善の取組状況	3	新型コロナウイルス感染防止のため、一部申請方法を見直した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	これまで窓口での申請が多かった精神障害者医療について、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申請に変更した。
令和3年度に見直しを実施している事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。
今後見直しを検討する事項	県、他市の福祉医療制度の見直しの動向とともに、市の対応を検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
県、他市の福祉医療制度見直しの動向を注視する必要がある。	当面は、比較的医療費負担が多い高校3年生までの医療費助成を継続して行い、世帯の経済的負担の解消を図る。

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	後期高齢者医療費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療療養給付費負担金
事業目的	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担し、療養給付の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 ○根拠法令に基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合へ負担金を支出する。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に加入する、犬山市の被保険者分の医療費給付費の1/12に相当する額を、広域連合が提示する支払計画に基づき支出する。
事業の成果・効果	高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づき、後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を療養給付費負担金として県下市町村が負担することで、安定した療養給付を維持した。

II : 個別事業内訳

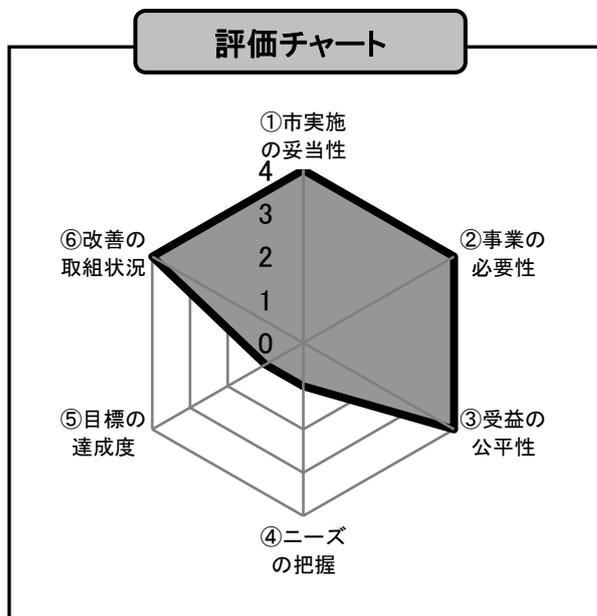
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
後期高齢者医療療養給付費負担金	800,941	0	800,941	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	800,941	0	800,941	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		801,093	800,941	831,708
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	801,093	800,941	831,708
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第98条により、市が療養給付費の一部を負担。
②事業の必要性	4	後期高齢者医療被保険者にかかる療養給付費の一部を負担し、療養給付の安定を図る。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する、保険制度を維持する上で必要なものである。
④ニーズの把握	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市としてニーズは把握していない。
⑤目標の達成度	1	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、市として目標は立てていない。
⑥改善の取組状況	4	高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものであり、改善の取り組みを要するものではない。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律により定められた費用を支出するものであり、見直しの必要がないものである。
令和3年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	後期高齢者医療費	200

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計繰出金
事業目的	後期高齢者医療における事務経費等市負担分、低所得者の保険料の軽減分を、高齢者の医療の確保に関する法律第99条に基づいて一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、後期高齢者医療特別会計の安定を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 ○根拠法令に基づき、後期高齢者医療特別会計へ繰り出しする。 ●事業内容 ○後期高齢者医療制度に係る市の事務費、広域連合に納入する共通経費、低所得者の保険料の軽減分を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出金として支出する。 ○市は、後期高齢者医療制度に加入する被保険者の各種申請、届出業務の受付、制度に関する広報、相談業務、保険証の引き渡し、広域連合で賦課した保険料の徴収、健康診査事業を実施する。 ●内訳 ○保険基盤安定繰出金 173,511,864円 ○事務費繰出金 15,644,220円 ○その他繰出金 33,081,000円
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II : 個別事業内訳

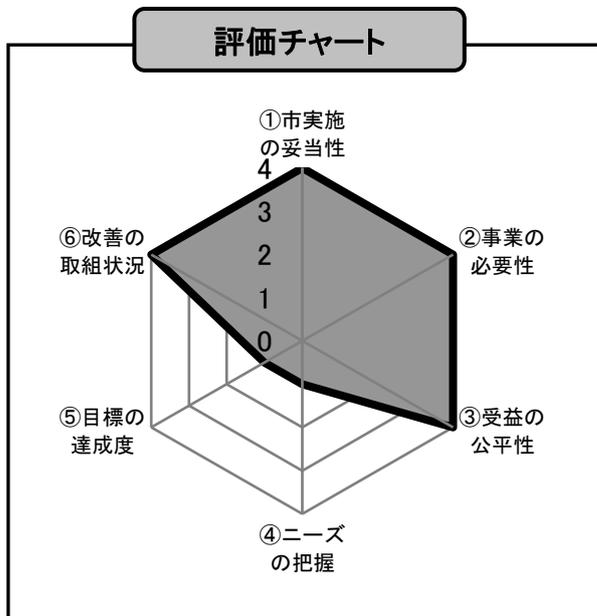
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
後期高齢者医療特別会計繰出金	222,237	130,134	92,103	41%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	222,237	130,134	92,103	41%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		201,146	222,237	232,784
財源内訳	国県支出金	115,756	130,134	138,431
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	85,390	92,103	94,353
一般財源の割合		42%	41%	41%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要のないものである。
令和3年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
4	1	3	母子健康づくり推進費	228

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I：事業概要

施策事業名	未熟児養育医療
事業目的	入院治療が必要な未熟児の医療費を助成する制度。未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行うことを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 ○根拠法令に基づき、医療費の助成を行う。 ●事業内容 ○母子保健法第20条に規定する養育医療の給付。 ●内訳 ○消耗品費 8,000円 ○通信運搬費 2,660円 ○手数料 1,461円 ○養育医療費 4,158,179円
事業の成果・効果	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することにより保護者の経済的な負担を軽減することができた。

II：個別事業内訳

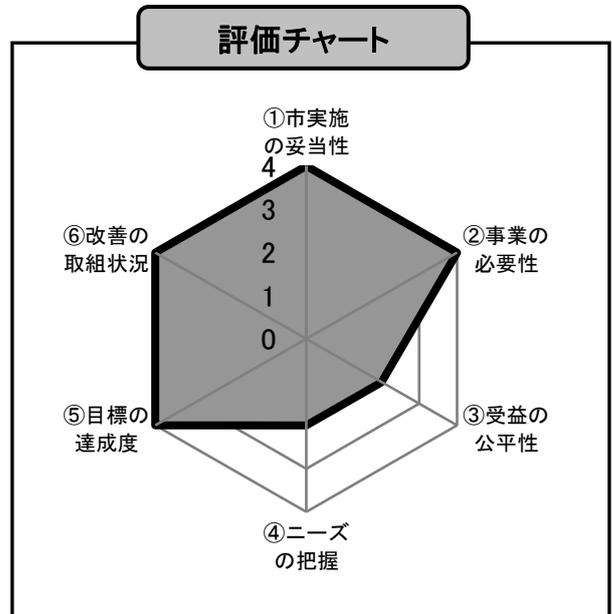
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
未熟児養育医療	4,170	3,135	1,035	25%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,170	3,135	1,035	25%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		3,495	4,170	4,966
財源内訳	国県支出金	1,163	2,324	2,999
	地方債	0	0	0
	その他	670	811	945
	一般財源	1,662	1,035	1,022
一般財源の割合		48%	25%	21%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	母子保健法第20条により市で実施するものである。
②事業の必要性	4	未熟児は疾病にかかりやすく、死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があるため、入院して必要な医療を給付し、適正な養育を行う必要があるために継続が必要な優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	毎年変動するが、年間数人から十数人の未熟児である市民が対象である。
④ニーズの把握	2	法に基づく事業であり、市民のニーズも高い。
⑤目標の達成度	4	入院治療が必要な未熟児に対し、医療費を助成することができた。
⑥改善の取組状況	4	未熟児養育医療は、年度によって該当人数のばらつきが大きいため、当初予算の見積もり方法を検討した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	ここ数年の実績を鑑み、令和3年度の医療費助成の扶助費当初予算を計上した。
令和3年度に見直しを実施している事項	平成25年度から、県からの権限移譲により市が実施主体となっており、医療費助成の扶助費実績が積み上がってきているため、適正な扶助費予算を計上する。
今後見直しを検討する事項	今後も継続して、適正な扶助費予算を計上できるよう見積もり方法を検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
未熟児養育医療は年度によって該当人数のばらつきが大きいため、当初予算の見積もりが非常に困難である。	平成25年度からの医療費助成の扶助費実績を調査し、適正な扶助費予算を計上する。

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)
国民健康保険特別会計	394

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	国民健康保険事業
事業目的	県とともに保険者として、国民健康保険税や国・県等からの負担金や補助金を原資とし、被保険者の疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を行う等、国民健康保険事業を適切に運営する。
事業内容	<p>●全体計画 県からの保険給付費等交付金によって、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した際の保険給付を適切に実施する。保険給付に必要な県への国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税の収入により確保し、国民健康保険事業を適切に運営する。そのために、保険税率について国民健康保険運営協議会へ諮り、答申に基づき、税率を改定する。</p> <p>●主な関係法令等 ○国民健康保険法 ○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 ○犬山市国民健康保険条例・施行規則 ○犬山市国民健康保険税条例・施行規則</p> <p>●主な歳入歳出決算額 ○歳入 6,818,774,169円(対前年△1.3%) 国民健康保険税 1,338,240,949円(0.6%増) 国・県支出金 4,667,656,723円(1.2%増) 繰入金 688,030,000円(△8.4%) ○歳出 6,677,138,253円(対前年△2.0%) 保険給付費 4,584,686,374円(△0.9%) 国保事業納付金1,871,406,255円(△3.5%) 保健事業費 83,764,282円(7.3%増) 基金積立金 88,216,000円(△33.2%)</p> <p>●主な事業 ○コロナによる国保税減免額 11,545,200円(56人) ○傷病手当金支給 94,404円(1件) ○高額療養費支給簡素化対応業務委託 3,300,000円 日本電気株式会社東海支社 ○特定健康診査データ分析・受診勧奨業務委託 4,949,439円 (株)キャンサースキャン</p>
事業の成果・効果	<p>保険者として、被保険者の疾病等に関し必要な保険給付を遅滞なく行うことができた。 県域化2年目の結果から令和3年度の税率を協議・検討し、税率改定を行った。 特定健康診査の受診勧奨を民間委託しデータ分析による個別勧奨を行い、受診率が前年度比1.9%増加した。 70歳以上の高額療養費申請の2回目以降は自動的に指定口座に給付費が振り込まれる「簡素化」を実施した。</p>

II : 個別事業内訳

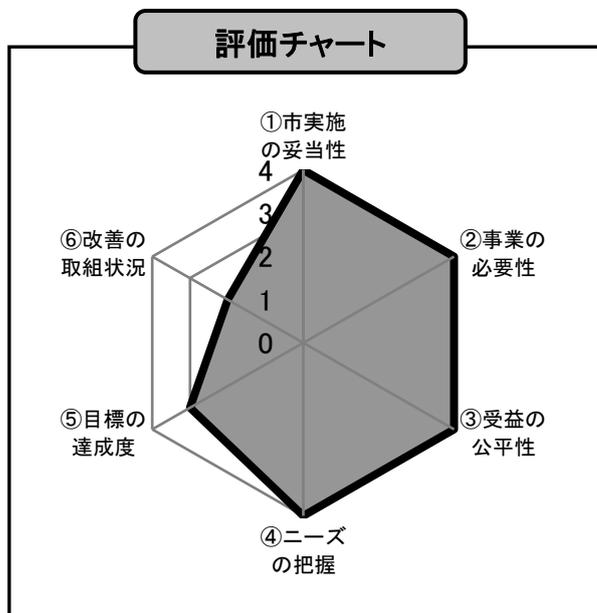
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
総務費	30,954	30,954	0	0%	2	2	2
保険給付費	4,584,687	4,574,697	9,990	0%	3	3	3
国民健康保険事業費納付金	1,871,406	177,620	1,693,786	91%	2	2	2
保健事業費	83,764	59,839	23,925	29%	3	3	3
財政安定化基金拠出金、基金積立金、公債費	88,216	0	88,216	100%	2	2	2
諸支出金	18,111	0	18,111	100%	2	2	2
予備費	0	0	0	-	2	2	2
合計	6,677,138	4,843,110	1,834,028	27%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		6,812,724	6,677,138	6,923,736
財源内訳	国県支出金	4,608,651	4,667,657	4,895,699
	地方債	0	0	0
	その他	208,491	175,453	174,001
	一般財源	1,995,582	1,834,028	1,854,036
一般財源の割合		29%	27%	27%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国民健康保険法第3条により、市は保険者として国民健康保険を実施する。
②事業の必要性	4	国民皆保険を維持し、加入者が医療機関を安定的に受診するために必要である。
③受益の公平性	4	被用者保険に加入できない約15,000人の市民が利用する保険である。
④ニーズの把握	4	被保険者(受益者)だけでなく、保険医、保険薬剤師、公益代表等からなる国民健康保険運営協議会でニーズを把握している。
⑤目標の達成度	3	具体的な目標を掲げる性質の事業ではないが、特定健診等の保健事業、収納率など概ね計画通りであった。
⑥改善の取組状況	2	国保財政の健全な運営のため、運協答申に基づき税率改定を実施した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	国保財政の県単位化に対応し、安定した事業運営を行うため税率改定を行った。特定健診受診率向上のため、AIによる傾向分析を導入した個別勧奨を行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	安定した事業運営を行うための前年に引き続き税率改定の検討を行う。受診者や医療機関の負担軽減を図るため、特定健康診査受診券様式を改善する。第2期犬山市国民健康保険データヘルス計画の中間見直しを行う。高額療養費の申請を70歳未満にも簡素化(口座登録後自動払い)を拡充する。
今後見直しを検討する事項	国民健康保険事業会計について、財政状況を分析・検証し適正に税率改定を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
医療費の適正化につながる保健事業の改善と実施。国民健康保険事業運営に係る税率等検討。	税負担の急激な増加を緩和するために事業基金を継続的に充てながら、国保税率を計画的に改定していく。国・県への事業費支援の要望も併せて行っていく。

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

特別会計名	決算書(P)
後期高齢者医療特別会計	476

部局名	健康福祉部
課名	保険年金課

I : 事業概要

施策事業名	後期高齢者医療特別会計
事業目的	被保険者の疾病、負傷、死亡等に関して、必要な保険給付を行う。 また、傷病の未然防止、もしくは早期発見により重症化・長期化することを防止し、被保険者の健康保持及び増進を図るため、健康診査等の保健事業を実施する。 保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合で、市は保険料の徴収事務や申請・届出の受付等の窓口業務を行う。 なお、対象者は、市内に住む75歳以上の人と、前期高齢者（65歳～74歳）で一定の障害のある人である。
事業内容	<p>●全体計画</p> <p>○被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料と国庫負担金等の収入によって、被保険者が疾病、負傷、死亡等の際に、適切に保険給付を実施する。保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり、市町村では保険料の徴収や申請・届出の受付事務等、窓口業務を行う。</p> <p>●主な事業内容</p> <p>○被保険者資格管理に関する申請等の受付 ○保険給付に関する申請等の受付 ○保険料の徴収 ○保健事業の実施 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>●主な関係法令等</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律 ○愛知県後期高齢者医療広域連合規約 ○犬山市後期高齢者医療に関する条例・施行規則</p> <p>●主な内訳</p> <p>○総務費 6,581,524円 ○後期高齢者医療広域連合納付金 1,215,157,120円 ○保健事業費 61,061,033円 ○諸支出金 17,244,303円 ○予備費 0円</p>
事業の成果・効果	後期高齢者の医療保険制度を維持し、市民生活の安定に寄与した。

II : 個別事業内訳

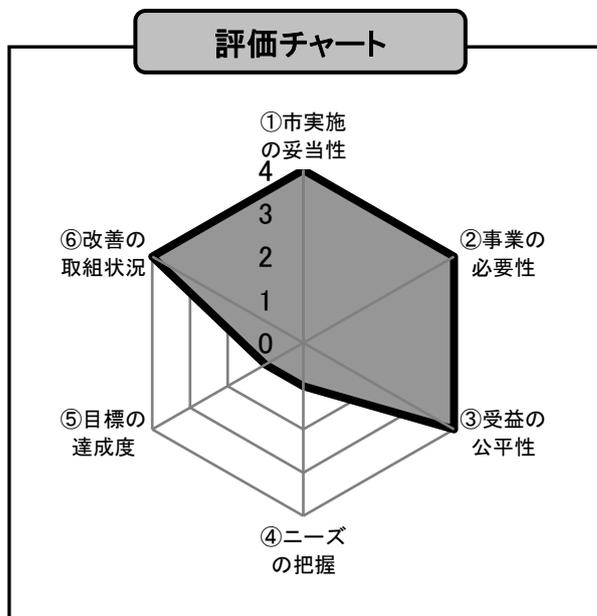
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
後期高齢者医療特別会計	1,300,044	1,283,214	16,830	1%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,300,044	1,283,214	16,830	1%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
		1,177,545	1,300,044	1,452,907
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	1,162,577	1,283,214	1,452,905
	一般財源	14,968	16,830	2
一般財源の割合		1%	1%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	高齢者の医療の確保に関する法律第48条により、後期高齢者医療広域連合への加入が義務付けられており、その業務の一環である。
②事業の必要性	4	市民が加入する保険制度維持のために必要である。
③受益の公平性	4	約12,000人の市民が利用する保険制度である。
④ニーズの把握	1	提供するサービスは、後期高齢者医療広域連合が定めたものであり、市として受益者のニーズを把握していない。
⑤目標の達成度	1	具体的な目標を掲げる性質の事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	保険制度を維持するために、適切な事務処理を進めている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた業務を実施するものであるため、見直しの必要がないものである。
令和3年度に見直しを実施している事項	—
今後見直しを検討する事項	—

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
—	—